別紙

無人航空機を飛行させる申請及び確認事項

令和　　年　　月　　日

　北海道石狩振興局長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | ※別紙１　「無人航空機を飛行させる者一覧」のとおり |
| 関 連 書 類 | □入林承認申請書　　□許可申請書（行為の許可）  □道民の森・神居尻地区「水源の森づくり」実施連絡書 |
| 別紙１　無人航空機を飛行させる者一覧  別紙２　「飛行の経路」  別紙３　無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書 |

次のとおり、北海道立道民の森内において、無人航空機を飛行させたいので申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 飛行場所又は経路 | | ※別紙２「飛行の経路」のとおり | | 飛行高度 | ｍ |
| 飛行日時 | 令和　　 年　　 月　　 日 　　時 　　分　～　令和 　　年 　　月 　　日 　　時 　　分 | | | | |
| 飛行目的 | 業務のため | | 業務内容： | | |
| 飛行させる無人航空機 | | | ※別紙３　「無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」のとおり | | |

記

１　無人航空機を飛行させる場所経路、日時、目的、高度、無人航空機名称等

２　注意点の確認（確認、承諾したら□内にチェックする。）

　以下の注意点を確認、承諾した上で無人航空機を飛行させます。

無人航空機の飛行にあたっては、関係法令を遵守し、必要に応じ手続きを行い、許可・承認等をとること。

なお、監督官庁から許可・承認書の送付後は速やかに当該許可・承認書の写しを無人飛行機を飛行させる前々日までに提出（持参・ＦＡＸ・Ｅメール）すること。

事故防止に万全を期すこと。

技術適合認証のない機器を使用しないこと。

アルコール又は薬物等の影響、病気、疲労により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させないこと。

機体の点検（機体に損傷や故障がないことの確認、正常に作動することを確認、各種機器の取り付け）を行ったうえで飛行させること。

飛行経路に航空機や他の無人航空機が飛行していないことを確認したうえで飛行させること。

第三者のいない上空で飛行させること。また、第三者の立ち入り等が生じた場合には即時に飛行を中止すること。

気象情報（風速、気温、降水量、視程）を確認したうえで飛行させること。

燃料の搭載量又はバッテリーの残量を確認したうえで飛行させること。

航空機や他の無人航空機と衝突しそうな場合には、地上に降下等させること。

不必要な低空飛行、騒音を発する飛行、急降下など人や物件等に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。

天候の急変等により、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止すること。

希少な野生生物が生育・生息している地域では、営巣期間中は避けるなど、生育・生息に悪影響を及ぼさないように飛行させること。特に営巣箇所が見られた場合は、当該箇所及びその周辺で飛行させないこと。

飛行や落下に起因する死傷、物件の損傷、航空機との衝突や接近事案が発生した場合は、当該内容に応じ１１９番通報、所轄の警察署への通報、国土交通省（航空事務所）への情報提供すること。

無人航空機による事故や無人航空機を紛失した場合は、速やかに所轄の警察に通報すること。あわせて石狩振興局森林室に連絡すること。また、無人航空機の回収は、申請者及び業務命令者の責任で行うこととし、最も安全な方法で行うこと。

無人航空機で撮影した画像や映像をインターネット上等で公開する場合、「ドローンによる撮影映像等のインターネット上での取り扱いに係るガイドライン」（総務省）に従い、第三者のプライバシーに注意すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当該、無人航空機の飛行に関し業務命令を発していることを認め、上記の確認条項を申請者に守らせるとともに、  関係する確認条項について責任を負うことを認めます。 | | |
| 住所 |  | |
| 会社名 |  | |
| 代表者  職氏名 |  | 電話番号 |